

# 釧路短期大学単位認定試験規程

## 第1条（目的）

この規程は、釧路短期大学（以下「本学」という）学則第15条に基づき単位認定試験に関する必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2条（試験の方法）

試験の方法は、筆記、レポート、実技その他によるものとする。

## 第3条（受験資格）

次の各号に掲げる学生は単位認定試験を受ける資格を失うことがある。

- (1) 当該科目の履修登録をしていない者
- (2) 当該科目の授業出席が原則として総授業時間数の3/4に達しない者
- (3) 正当な理由なく授業料その他の納付金を指定期日までに納めていない者
- (4) 明らかに単位修得が困難と認められる者

## 第4条（受講の停止）

第3条1項第4号の定めるところにより、学長は教授会の議を経て受講の停止をすることができる。

## 第5条（試験の種類）

試験の種類は定期試験、再試験、再々試験、追試験、臨時試験とし、次の各号に定める。

- (1) 定期試験は原則として各期末に行うものとする
- (2) 再試験は定期試験を受験した結果不合格となった者に対して、授業科目担当教員の判断により行うものである
- (3) 再々試験は再試験を受験した結果不合格となった者のうち、その得点が45点以上の者に対して、授業科目担当教員の判断により行うものである
- (4) 追試験は、次の理由により定期試験を欠席した者に対して行うものである
  - ア 本学が認めた実習によるもの
  - イ 就職試験又は進学試験もしくはそれらに係る説明会等によるもの
  - ウ 上記アおよびイ以外の公欠によるもの
  - エ 病気その他やむを得ない事情により、教授会の議を経て学長が承認した事項によるもの
  - オ 上記以外の自己都合によるもので、試験終了後休祝祭日を除き3日以内に願い出があり、かつ、科目担当教員が認めたもの
- (5) 臨時試験は講義担当教員において随時行うことができる

## 第6条（追試験・再試験・再々試験）

追試験又は再試験もしくは再々試験を受験する場合は、本学が指定する期間および方法によって受験申込みをしなければならない。受験申込については別に定める。

2 前条第1項第4号イ、ウ、エにおいては、欠席理由を証明する書類を添付しなければならない。

3 次の者には、追試験又は再試験もしくは再々試験を受ける資格を与えないことがある。

- (1) 正当な理由なく無届けで試験を受けなかった者または、定められた時間までに試験を受けなかった者。
- (2) 追試験又は再試験もしくは再々試験の受験手続を正当な理由なく所定

の日時までに行わなかった者

(3) レポートによる試験の場合、正当な理由なく所定の日時までに提出しなかった者

#### 第7条（不正行為）

試験中に不正行為を行った者は、その試験科目の単位認定をしない。なお、別に定める「釧路短期大学学生の懲戒規程」による懲戒を行なう。

#### 第8条（試験の評価）

試験の評価は100点法を用い、次の各号の定めにより60点以上を合格とし、60点未満は不合格とする。

- (1) Sの評価は90点以上とする
- (2) Aの評価は80点以上90点未満とする
- (3) Bの評価は70点以上80点未満とする
- (4) Cの評価は60点以上70点未満とする
- (5) Fの評価は60点未満とする

#### 第9条（追試験、再試験、再々試験の評価）

追試験及び再試験並びに再々試験の評価は次の各号に定める。

- (1) 追試験
  - ア 第5条第1項第4号ア、イ、ウによる場合は、第8条に準ずる
  - イ 第5条第1項第4号エによる場合は90点以下とする
  - ウ 第5条第1項第4号オによる場合は70点未満とする
- (2) 再試験  
再試験の評価は70点未満とする
- (3) 再々試験  
再々試験の評価は65点未満とする

#### 第10条（その他）

この規程に定めるもののほか必要な事項は、教授会の議を経て学長が決定する。

#### 第11条（改 廃）

この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が定める。

#### 附 則

この規程は平成6年4月1日から施行する。  
この改正は平成9年1月20日から施行する。  
この改正は平成12年4月1日から施行する。  
この改正は平成13年4月1日から施行する。  
この改正は平成18年4月1日から施行する。  
この改正は平成19年4月1日から施行する。  
この改正は平成20年4月1日から施行する。  
この改正は平成21年4月1日から施行する。  
この改正は平成22年4月1日から施行する。  
この改正は平成23年4月1日から施行する。  
この改正は平成24年4月1日から施行する。  
この改正は平成27年4月1日から施行する。  
この改正は平成28年1月8日から施行する。

この改正は平成28年4月1日から施行する。平成27年度以前の入学者については、なお、従前の規定とする。

この改正は平成29年4月1日から施行する。